

## 被災者生活再建支援制度の円滑な実施について（要請）

平成 28 年熊本地震では、平成 28 年 4 月 14 日午後 9 時 26 分の最大震度 7 の地震後も度重なる地震に見舞われており、生活基盤である住家被害が広範囲かつ大規模となることが見込まれます。

今後、生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と復興に資するためには、被災者生活再建支援法に基づく支援金の迅速な支給が必要です。

全国知事会としては、被災県等と連携し、被災者生活再建支援制度の円滑な実施に努めているところですので、国におかれましても、補正予算措置を講ずるなど、被災者生活再建支援法第 18 条に基づく所要額の適時の確保に万全を期すよう要請します。

平成 28 年 4 月 25 日

全国知事会

会 長 山 田 啓 二

全国知事会危機管理・防災特別委員会

委員長 泉 田 裕 彦